（新型インフルエンザ等感染症に係る検体の提出要請等）

第二十三条の八　法第四十四条の三の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第二十六条第二項において読み替えて準用する法第十九条第一項ただし書、第三項又は第五項に規定する病院又は診療所の管理者

二　法第二十六条第二項において読み替えて準用する法第二十条第一項ただし書、第二項又は第三項に規定する病院又は診療所の管理者

三　その他必要と認める者

2　第八条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第四十四条の三の二第四項の検査について準用する。この場合において、第八条第二号中「規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第二十三条の九　法第四十四条の三の三の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定された第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関とする。

2　法第四十四条の三の三の届出は、同条の患者の入院中の状態、転帰等について迅速に把握する必要があるときについては当該患者が退院し、又は死亡した後直ちに、それ以外のときについては必要と認める期間内に行うものとする。

3　法第四十四条の三の三の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　患者の氏名、年齢及び性別

二　患者の医療保険被保険者番号等

三　入院年月日

四　退院年月日又は死亡年月日

五　退院時の転帰

六　入院中の最も重い症状の程度

七　届出を行った医師の勤務する医療機関の名称及び所在地並びに当該医師の氏名

八　その他必要と認める事項

第二十三条の十～第二十三条の十二　（略）

（新感染症に係る検体の提出要請等）

第二十三条の十三　法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第四十六条第一項ただし書、第二項又は第三項に規定する病院の管理者

二　その他必要と認める者

2　第八条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第五十条の三第四項の検査について準用する。この場合において、第八条第二号中「規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（新感染症の所見がある者の退院等の届出）

第二十三条の十四　第二十三条の九の規定は、法第五十条の四の届出について準用する。

（新設）

（新設）

第二十三条の八～第二十三条の十　（略）

（新設）